

関東農政局入札等監視委員会規則

(趣旨)

第1条 関東農政局における契約に係る競争参加条件の設定、資格の確認、指名業者の選定等の手続きの透明性を一層高めるとともに、随意契約の適正化を推進するため、関東農政局に入札等監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、関東農政局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関東農政局に所属する契約担当官等が締結した契約のうち、次に掲げる契約を除いたものに関し、その入札及び契約（変更契約を含む。）手続きの運用状況等についての報告を受けること。
 - イ 国の収入原因となるもの
 - ロ 国の行為を秘密にする必要があるもの
 - ハ 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるもの
 - ニ 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるもの
 - ホ 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるもの
 - ヘ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないもの
- (2) 前号の対象契約のうち、委員会が抽出決定したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知）の第3に規定する再苦情及び「請負工事成績評定要領」（平成13年4月27日付け13経第181号大臣官房経理課長通知）の第11に規定する苦情の処理及び「関東農政局の指名停止等措置に係る苦情処理手続き要領の制定について」（平成19年3月30日付け18経第625号（経）関東農政局長通知）第8に規定する再苦情の処理を行うこと。
- (4) 委員は、「関東農政局公正入札等調査委員会設置要領」（平成23年3月31日付け22関総第801号（会））別添の関東農政局談合情報マニュアル第7に基づき、談合調査情報の対象となっている案件に係る入札等手続きの取扱いについて意見を行うこと。

(委員会の構成等及び事務局)

第3条 委員会は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者で、局長が委嘱する者をもって構成する。

- 2 委員会は、委員3人以上で組織する。
- 3 委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

- 4 委員会に委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 特定の契約につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る審議に参加することができない。
- 7 委員会の事務局は関東農政局総務部総務課におき、同課監査官等が庶務を行うものとする。

(会議)

第4条 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、次により行う。

- (1) 定例会議は、原則として（2）の表の開催時期欄に掲げる時期に開催する。
- (2) 定例会議における第2条第1号の報告（以下「報告」という。）は、それぞれ次の表の報告対象期間欄に掲げる期間に締結した契約を対象とする。

開催時期	報告対象期間
5月又は6月	前年度の第4四半期（1月～3月）
8月又は9月	当該年度の第1四半期（4月～6月）
11月又は12月	当該年度の第2四半期（7月～9月）
2月又は3月	当該年度の第3四半期（10月～12月）

- (3) 定例会議への第2条第1号の報告は、別紙様式1から8までによるものとする。
 - (4) 委員会の委員に対して、関東農政局公正入札等調査委員会からの関東農政局談合情報マニュアル第8の2の規定に基づく報告は、原則として、報告事項の発生直後の定例会議において、当該報告に係る一連の経緯を記載した適宜の資料により行うものとする。ただし、委員会の委員に関東農政局談合情報マニュアル第7の2（1）のなお書に該当する者がいる場合には、定例会議での報告は行わず、利害関係のない委員に対して持ち回りその他適宜の方法により報告するものとする。
 - (5) 審議の対象となる事案の抽出は、委員が事前に、別紙様式1から4の中から委員会が定める方法により行うものとする。
- 2 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- なお、再苦情の申立は、再苦情申立書（別紙様式9）を提出して行うものとする。
- 3 会議は、非公開とする。

(意見の具申又は勧告)

第5条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応

じて、局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 局長は、委員会から前項の意見の具申又は勧告があったときは、大臣官房参事官（経理）に速やかに報告するとともに、事案の調査及び改善策等の検討を行い、その結果を大臣官房参事官（経理）に報告するものとする。

3 局長は、第2項に規定する報告を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置する事項を実施するとともに、その実施内容について、直後の定例会議において委員会に報告しなければならない。

4 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

（再苦情処理）

第6条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、申立ての期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるとして却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を局長に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から、おおむね50日以内に行わなければならない。

（守秘義務）

第7条 委員は、第2条各号の事務を処理する上で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（公表）

第8条 局長は、委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後遅滞なく、これを事務局において閲覧に供するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

2 局長は、委員に変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後遅滞なく、これを前項と同様の方法により公表する。

3 局長は、審議に係る議事の概要を別紙様式10により取りまとめの上、別紙様式1から別紙様式4までのほか必要な資料とともに、委員会終了後遅滞なく、これを前各項と同様の方法により公表する。

4 局長は、第1項、第2項の委員の構成及び前項の審議に係る議事の概要について、別紙様式11により大臣官房参事官（経理）に報告を行うものとする。

5 公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日まで公表しなければならない。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の事務及び運営については、「関東農政局入札等監視委員会議事運営要領」及び「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経理課長通知）に定めるところによるものとする。

附則 この規則は、平成6年8月30日から施行する。

一部改定 平成7年7月12日

平成8年4月1日

平成13年5月25日

平成15年10月17日

平成19年12月28日

附則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度の第4四半期分については、なお従前の例による。

附則 この規則は、平成23年5月17日から施行する。

ただし、平成22年度の第4四半期分については、なお従前の例による。

附則 この規則は、平成24年4月26日から施行する。

附則 この規則は、平成24年7月17日から施行する。

附則 この規則は、平成27年4月3日から施行する。

附則 この規則は、平成27年10月15日から施行する。

附則 この規則は、平成30年1月12日から施行する。

